

# 構造改革特区における緩和措置

## 学校法人の設立要件緩和

現行  
国・地方自治体  
学校法人

特区

**校地・校舎の自己所有  
要件を撤廃**

・株式会社による学校法人  
設立やNPO法人の学校法  
人化が容易に

## 株式会社又はNPO法人による学校設置事業

特区における地域の特性を生かした教育の実施や地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認める場合

不登校児童等を対象とした特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、特区における学校教育の目的の達成に資するものと認める場合(不登校児童等対象校に限る)

学校

株式会社

特区

学校

NPO法人

特区

**財務情報の公開**

**認定自治体による  
評価**

大学等は認証評価

破綻等学校経営に  
支障が生じた場合  
**セーフティネット  
の構築**

なお、株式会社又はNPO法人の設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、認定地方公共団体の長が設置認可等を行う。